

○奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月28日本部訓令第30号）

[沿革] 平成6年3月本部訓令第5号、7年12月第32号、9年4月第8号、10年1月第3号、11年6月第14号、13年3月第3号、16年3月第9号、17年3月第2号、7月第12号、20年3月第16号、21年9月第8号、23年11月第17号、26年2月第6号改正

奈良県警察職員健康管理規程（昭和33年4月奈良県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 健康管理体制（第2条—第10条）

第3章 健康診断等（第11条—第15条）

第4章 健康診断等実施後の措置（第16条—第20条）

第5章 健康の維持増進（第21条—第24条）

第6章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、奈良県警察に勤務する警察職員（以下「職員」という。）の健康を管理して、勤務能率の向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 健康管理体制

（職務区分）

第2条 職員の健康管理を推進するため、奈良県警察本部（以下「本部」という。）に健康管理責任者、健康管理者及び健康指導員を、本部の課、所、隊及び学校並びに警察署（以下「所属」という。）に健康管理実施者及び健康管理事務担任者を置く。

2 本部及び所属ごとにその規模に応じて、法第12条第1項に定める衛生管理者又は法第12条の2に定める衛生推進者及び法第13条に定める産業医として健康管理医をおくとともに、法第18条第1項に定める衛生委員会として健康管理委員会を設置する。

3 衛生管理者又は衛生推進者及び健康管理医並びに健康管理委員会の設置の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

（健康管理責任者）

第3条 健康管理責任者は、警務部長をもって充てる。

2 健康管理責任者は、健康管理に関する事務を統括する。

(健康管理者)

第4条 健康管理者は、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）をもって充てる。

2 健康管理者は、法第10条第1項各号に掲げる業務を行うとともに、所属における健康管理業務を指導するものとする。

(健康指導員)

第5条 健康指導員は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に定める保健師をもって充て、警務部厚生課に置く。

2 健康指導員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 職員の健康管理に必要な実施細目の作成及びその実施並びに指導に関すること。
- (2) この規程に定める健康診断及び面接指導等（面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）その他これに準ずる措置をいう。以下同じ。）並びに精密検診の実施に関すること。
- (3) 職員の採用、休職又は復職に伴う健康診断の実施に関すること。
- (4) 第16条第1項に定める指示を受けた者に対する療養の指導に関すること。
- (5) 健康教育及び保健相談に関すること。
- (6) その他健康管理に関すること。

(健康管理実施者)

第6条 健康管理実施者は、各所属の長（以下「所属長」という。）をもって充てる。

2 健康管理実施者は、所属の職員の健康管理の円滑な推進を図るとともに、職員の勤務について衛生上有害であると認めるとき又は感染症がまん延し、職員が感染するおそれがあるときは、直ちに健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(健康管理事務担任者)

第7条 健康管理事務担任者は、本部の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。

2 健康管理事務担任者は、健康管理実施者を補佐するとともに、常に所属の職員の健康状態を把握し、職員の健康が維持増進されるよう積極的に適切な計画を策定して、その実施に当たるとともに、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び適切な措置に関すること。
- (2) 衛生上の勤務環境の調査及び改善に関すること。
- (3) 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (4) 職員の負傷、疾病及び死亡又は欠勤に関する資料の作成に関すること。

- (5) 所属内外の清潔及び整とんを保持するための指導及び監督に関すること。
- (6) 健康教育及び保健相談に関すること。
- (7) その他健康管理に関して必要な事項に関すること。

(衛生管理者等)

第8条 衛生管理者は、法第12条第1項に定める衛生管理者の資格を有する者をもって充てる。

2 衛生推進者は、衛生管理者又はその能力を有すると認められる者の中から所属長が指名する者をもって充てる。

3 衛生管理者及び衛生推進者は、前条第2項各号に掲げる職務について健康管理事務担任者を補佐し、常に所属の職員の健康が維持推進されるよう、積極的に衛生業務の実施に当たるものとする。

(健康管理医)

第9条 健康管理医は、職員の健康管理に関して専門の知識及び経験を有する医師の中から、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する者をもって充てる。

2 健康管理医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項各号に定める職務を行うほか、第16条に定める指示を行うに当たっての助言を行うものとする。

(健康管理委員会)

第10条 健康管理委員会（以下「委員会」という。）は、職員の健康の保持増進に関する各種施策の検討及び調整を行うものとする。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部に設置する委員会は、委員長を警務部長とし、委員は、厚生課長、部の庶務を担当する課の長、第二庁舎統括官及びその他委員長が指名する者とする。
- (2) 交通部運転免許課に設置する委員会は、委員長を交通部運転免許課長とし、委員は、次席、各課長補佐、庶務担当者及びその他委員長が指名する者とする。
- (3) 警察学校に設置する委員会は、委員長を警察学校長とし、委員は、副校長、各校長補佐、厚生係長、庶務担当者及びその他委員長が指名する者とする。
- (4) 交通部高速道路交通警察隊に設置する委員会は、委員長を交通部高速道路交通警察隊長とし、委員は、副隊長、分駐隊長及び係長又は小隊長の中から委員長が指名する者とする。
- (5) 警察署に設置する委員会は、委員長を署長とし、委員は副署長又は次長、各課長又は各係長及びその他委員長が指名する者とする。

3 委員会は、年1回以上開催するものとし、前項に定める各委員会の委員長は、委員

会を開催したときは、その結果を速やかに健康管理責任者に報告するものとする。

### 第3章 健康診断等

#### (定期健康診断)

第11条 健康管理責任者は、毎年1回以上実施期日及び方法を定めて一斉に職員の健康診断を行わなければならない。

- 2 健康管理責任者は、指定期日に受診することができなかつた者に対して、後日速やかに受診させるよう、健康管理実施者に指示するものとする。
- 3 定期健康診断の実施要領については、別に定める。

#### (特別健康診断)

第12条 健康管理責任者は、第16条第1項の規定に基づく「要軽業」又は「要注意」の指示区分に該当する者で、定期健康診断以外に検診を必要と認めるもの又は職務の特殊性から特に検診を必要と認めるものを指定して、特別健康診断を実施するものとする。

- 2 特別健康診断の実施要領については別に定める。

#### (採用時健康診断)

第13条 健康管理責任者は、新たに職員を採用するとき、又は他の官公庁からの派遣者又は出向者を受け入れるときは、その都度健康診断を行わなければならない。ただし、奈良県人事委員会の行う試験に合格した者を採用するとき、又は健康管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

#### (面接指導等)

第13条の2 健康管理責任者は、長時間勤務職員（休憩時間を除き1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超える職員をいう。）に対し、面接指導を行わなければならない。

- 2 健康管理責任者は、前項に規定する者以外の者であつて、長時間の勤務により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有しているものに対し、面接指導等を行うものとする。
- 3 面接指導等の実施要領については、別に定める。

#### (職員の受診等)

第14条 職員は、第11条及び第12条に定める健康診断並びに第13条の2に定める面接指導等（以下「健康診断等」という。）を受けるよう努めなければならない。ただし、健康管理責任者が実施する健康診断等の項目と同一の項目について医療機関で検査を受け、その結果を証明する書面を提出した場合はこの限りでない。

- 2 健康管理実施者は、職員が指定期日等に面接指導等を受けることができるように配

意するものとする。

(検診結果の通知)

第15条 健康診断等の実施結果は、健康管理責任者から各健康管理実施者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた健康管理実施者は、所属の職員に結果を通知するとともに、要精密検査、要再検査又は要治療とされた職員については、速やかに医療機関において必要な検査又は治療を受けさせるものとする。

#### 第4章 健康診断等実施後の措置

(指示区分)

第16条 健康管理責任者は、健康診断等の結果又は職員の傷病により、職員に必要な医療行為を受けさせ、及び勤務に制限を加える必要があると認めるときは、当該職員の健康状態に応じて、別表第2に定める判定基準に基づき、別表第3に定める指示区分を決定し、当該職員の所属の健康管理実施者を経て、職員に通知するものとする。

2 健康管理実施者は、前項の通知を受けたときは、健康指導員と密接な連絡を保ち、当該指示区分を受けることになる職員の健康管理に必要な措置をとるものとする。

(指示区分の申請及び変更)

第17条 職員は、発病し、若しくは傷害を負い、又は症状が悪化し、若しくは回復して、指示区分の新たな指定を受け、又は既に受けている指示区分を変更し、若しくは解除する必要が生じたときは、速やかに健康管理実施者に診断書（結核性疾患にあつてはレントゲンフィルム及び診断書。以下同じ。）を提出し、その状況を報告するものとする。

2 健康管理実施者は、前項の報告に基づき、当該職員について新たに指示区分を受け必要を認めたとき、又は指示区分の変更若しくは解除の必要を認めたときは、当該職員が提出した診断書を添えて、指示区分申請願（別記様式第1号）により健康管理責任者に指示区分の指定又は変更若しくは解除を申請しなければならない。

3 前項の申請を受けた健康管理責任者は、必要により健康管理医又は診断をした医師の意見を聞いた上、当該職員の健康の状態に応じて、指示区分通知書（別記様式第2号）により新たな指示区分を健康管理実施者に指示し、又は指示区分を解除するものとする。

(指示区分者の現況報告)

第18条 健康管理実施者は、所属の職員が、第16条第1項の規定に基づき「要療養」の指示区分の決定を受けて療養又は休養をした場合であつて、1か月以上経過した場合は、結核性疾患にあつては3か月ごとに、その他の傷病にあつては1か月ごとに、主

治医の精密検査を受けさせ、傷病現況報告書（別記様式第3号）により療養の状況を健康管理責任者に報告するものとする。

2 健康管理実施者は、毎年3月31日現在において、第16条第1項の規定に基づき「要軽業」又は「要注意」の指示区分の決定を受けている職員についての健康の状況を傷病現況報告書により毎年4月14日までに健康管理責任者に報告するものとする。

（重大な傷病発生の場合の報告）

第19条 健康管理実施者は、所属の職員が生死にかかわるような負傷をし、又は疾病にかかったことを知ったときは、直ちに健康管理者に報告するものとする。

（傷病による休職の措置）

第20条 健康管理実施者は、所属の職員の傷病による特別休暇の期間が長期間にわたり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する休職処分に該当すると認めるときは、奈良県警察職員分限取扱規程（平成10年1月奈良県警察本部訓令第3号）第5条に定めるところにより、本部長に職員の休職を申請するものとする。

## 第5章 健康の維持増進

（防疫措置）

第21条 健康管理責任者は、感染症がまん延し、職員に感染するおそれがあると認められるときは、職員に対して必要な予防措置を講じなければならない。

（勤務の適正化）

第21条の2 健康管理責任者及び健康管理実施者は、職員が勤務の加重によって健康を損なうことのないよう常に業務量を勘案し、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境づくりに配意しなければならない。

（健康教育）

第22条 健康管理責任者及び健康管理実施者は、衛生思想普及のため、講演会、懇談会その他の方法により積極的に職員の健康教育を行い、衛生知識の向上に努めなければならない。

（レクリエーションの推進）

第23条 健康管理責任者及び健康管理実施者は、職員の健康保持のため、レクリエーションの機会を与え、それに必要な施設、用具等の整備に努めなければならない。

（家族の健康管理）

第24条 職員は、同居の家族が、特に予防措置を必要とする感染症にかかった場合は、その旨を速やかに健康管理実施者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた健康管理実施者は、所属の職員に感染症がまん延しないよう直

ちに必要な措置をとるものとする。

## 第6章 雑則

(健康診断結果等の引継ぎ)

第25条 健康管理実施者は、職員の配置換えがあったときは、当該職員に係る次の書類を、新たな配置先の健康管理実施者に親展で送付するものとする。

- (1) 第15条第1項に規定する健康診断等の実施結果
- (2) 第17条第2項に規定する指示区分申請願及び同条第3項に規定する指示区分通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この規程に基づき作成し、又は取得した書類の写し  
(秘密の保持)

第26条 健康管理業務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を他人に漏らしてはならない。

(職員の責務)

第27条 職員は、常に健康の保持、増進に努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に改正前の奈良県警察職員健康管理規程（昭和33年4月奈良県警察本部訓令第7号）第16条本文の規定に基づき、同条第7号に定める「3」の指示を受けている者については、この訓令第16条第1項の表に定める勤務制限区分及び療養区分による指示は、なされていないものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の奈良県警察職員健康管理規程の規定による健康診断個人表は、当分の間、なお使用することができる。

(奈良県警察本部当直規程の一部改正)

- 4 奈良県警察本部当直規程（昭和42年1月奈良県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(警察官昇任試験規程の一部改正)

- 5 警察官昇任試験規程（昭和30年6月奈良県警察本部訓令第20号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(警察官の選抜・選考昇任に関する規程の一部改正)

6 警察官の選抜・選考昇任に関する規程（平成3年12月奈良県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

附 則 （平成6年3月15日本部訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成9年4月15日本部訓令第8号）

この訓令は、平成9年4月15日から施行し、改正後の奈良県警察職員健康管理規程の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 （平成10年1月9日本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成10年1月9日から施行する。

附 則 （平成11年6月17日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に改正前の奈良県警察職員健康管理規程第16条第1項の規定に基づいて「A1」、「B1」又は「B2」の指示区分を受けている者については、この訓令による改正後の奈良県警察職員健康管理規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ「要療養」（記号については「A1」）又は「要軽業」（記号については「B1」又は「B2」）の指示区分を受けた者とみなす。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成16年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月16日本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年3月16日から施行する。

附 則 （平成17年7月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月21日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月28日から施行する。



(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成21年9月17日本部訓令第8号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

## 別表第1（第2条関係）

衛生管理者又は衛生推進者及び健康管理医  
の配置並びに健康管理委員会の設置基準表

所 属 等	衛 生 管 理 者	衛 生 推 進 者	健 康 管 理 医	健 康 管 理 委 員 会
本部（第二庁舎を含み、地域課鉄道警察隊、地域課警察航空隊、科学捜査研究所、交通規制課交通管制センター、交通指導課交通反則通告センター、運転免許課及び高速道路交通警察隊を除く。）	(人) 3	—	1	設置
警 察 学 校	1	—	1	設置
地 域 課 鉄 道 警 察 隊	—	—	—	設置
地 域 課 警 察 航 空 隊	—	—	—	—
科 学 捜 査 研 究 所	—	1	—	—
交 通 規 制 課 交 通 管 制 セ ン タ ー	—	—	—	—
交 通 指 導 課 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー	—	—	—	—
運 転 免 許 課	1	—	1	設置
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	1	—	1	設置
奈 良 警 察 署	2	—	1	設置
奈 良 西 警 察 署	1	—	1	設置
生 駒 警 察 署	1	—	1	設置
郡 山 警 察 署	1	—	1	設置
西 和 警 察 署	1	—	1	設置
天 理 警 察 署	1	—	1	設置
桜 井 警 察 署	1	—	1	設置
橿 原 警 察 署	1	—	1	設置
高 田 警 察 署	1	—	1	設置
香 芝 警 察 署	1	—	1	設置
五 條 警 察 署	1	—	1	設置
吉 野 警 察 署	1	—	1	設置

## 別表第2（第16条関係）

## 指 示 区 分 判 定 基 準

区 分	記号	内 容
勤 務 関 係	A	就業を禁止する必要があるもの
	B	勤務を制限する必要があるもの
	C	勤務をほぼ正常に行ってよいもの
	D	全く正常生活でよいもの
医 療 関 係	1	医師による直接の医療を必要とするもの
	2	医師による直接の医療は必要としないが、定期的に医師による受診及び指導を必要とするもの

別表第3（第16条関係）

指示区分一覧表

指示区分	記号	内 容	勤 務 管 理	医 療 管 理
要 療 養	A 1	就業を禁止し、医師による直接の医療行為を必要とするもの	休暇又は休職の方法で必要な期間休業させる。	入院加療、通院加療又は自宅での安静加療に専念させる。
要 軽 業	B 1	勤務に制限を加え、医師による直接の医療行為を必要とするもの	1 勤務場所又は職務の変更若しくは休暇による勤務時間の短縮等の方法により勤務の軽減を図る。	1 通院加療又は医師の療養指導を受けさせる。
	B 2	勤務に制限を加え、定期的に医師による観察及び療養指導を必要とするもの	2 深夜勤務、時間外勤務、休日勤務及び当直勤務並びに激務及び精神的緊張の連続する勤務を免除する。	2 3か月に1回精密検診を受けさせる。
要 注 意	C 1	一部の勤務を制限する必要がある、医師による直接の医療行為を必要とするもの	1 勤務はおおむね普通でよいが、深夜勤務、休日勤務及び当直勤務については、職員の状態に応じて回数を減じ、時間外勤務については、必要最小限度とする。 2 術科訓練、警備実施等過激な勤務は、免除する。	1 通院加療又は医師の療養指導を受けさせる。 2 3か月に1回精密検診を受けさせる。
	C 2	一部の勤務を制限する必要がある、定期的に医師による観察及び療養指導を必要とするもの	1 勤務はおおむね普通でよいが、時間外勤務については、連続して行わせない。 2 術科訓練、警備実施等過激な勤務は、免除する。	医師による治療又は投薬は必要としないが、6か月に1回の割合で精密検診を受けさせる。

要 観 察	D 2	勤務を制限する必要はないが、定期的に医師による観察及び療養指導を必要とするもの	勤務は通常どおりでよいが、術科訓練、警備実施等過激な勤務は必要により免除する。	症状に応じて6か月又は1年ごとに必要な検診、観察又は医療指導を受けさせる。
-------	-----	---	---	---------------------------------------

別記様式第 1 号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

健康管理責任者 殿

所属名

健康管理実施者

階級 氏名 ㊦

指示区分（指示・変更・解除）申請願

下記の者は、この度傷病が発病（生）・悪化・快復し、指示区分を指示（変更・解除）する必要が生じたので、審査の上指示区分を指示されたく資料を添えて申請します。

記

氏 名 階 級 等 係名  
職員番号 生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）性別 男・女  
傷病区分 公務傷病（ ）・私傷病  
現指示区分 現指示区分決定日  
申請（変更）指示区分  
健康管理事務担任者の状況報告

第 号  
年 月 日

〇〇課（所・隊・校・署）健康管理実施者 殿

奈良県警察健康管理責任者

指 示 区 分 通 知 書

年 月 日付け 第 号による申請に基づき、次のとおり

指示区分を通知する。

職 員	階級（職名）			
	氏 名		年齢	歳
指 示 の 年 月 日				
指 示 区 分				
指 示 の 内 容				
備 考				

第 号  
年 月 日

健康管理責任者 殿

所属名  
健康管理実施者  
階級 氏名 ㊦

傷病現況報告書

次の者は、傷病により指示区分「 」を受けていますが、症状等について、次のとおり報告します。

指示区分を受けている者 階級 氏名 ㊦

診断名（合併症があれば付記）		平成 年 月 日検査
症状経過		療養場所
現在行っている治療法	治癒・復職の見通し等医師の意見	
前回検診との比較 軽快・不変・やや悪化・悪化 次回検診予定 年 月 日	その他参考事項	医療機関名及び所在地 医師氏名 ㊦

※太枠内は、主治医が記載すること。